

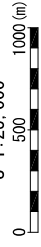
第5章 施設整備計画図と整備個所整理表

施設整備計画図

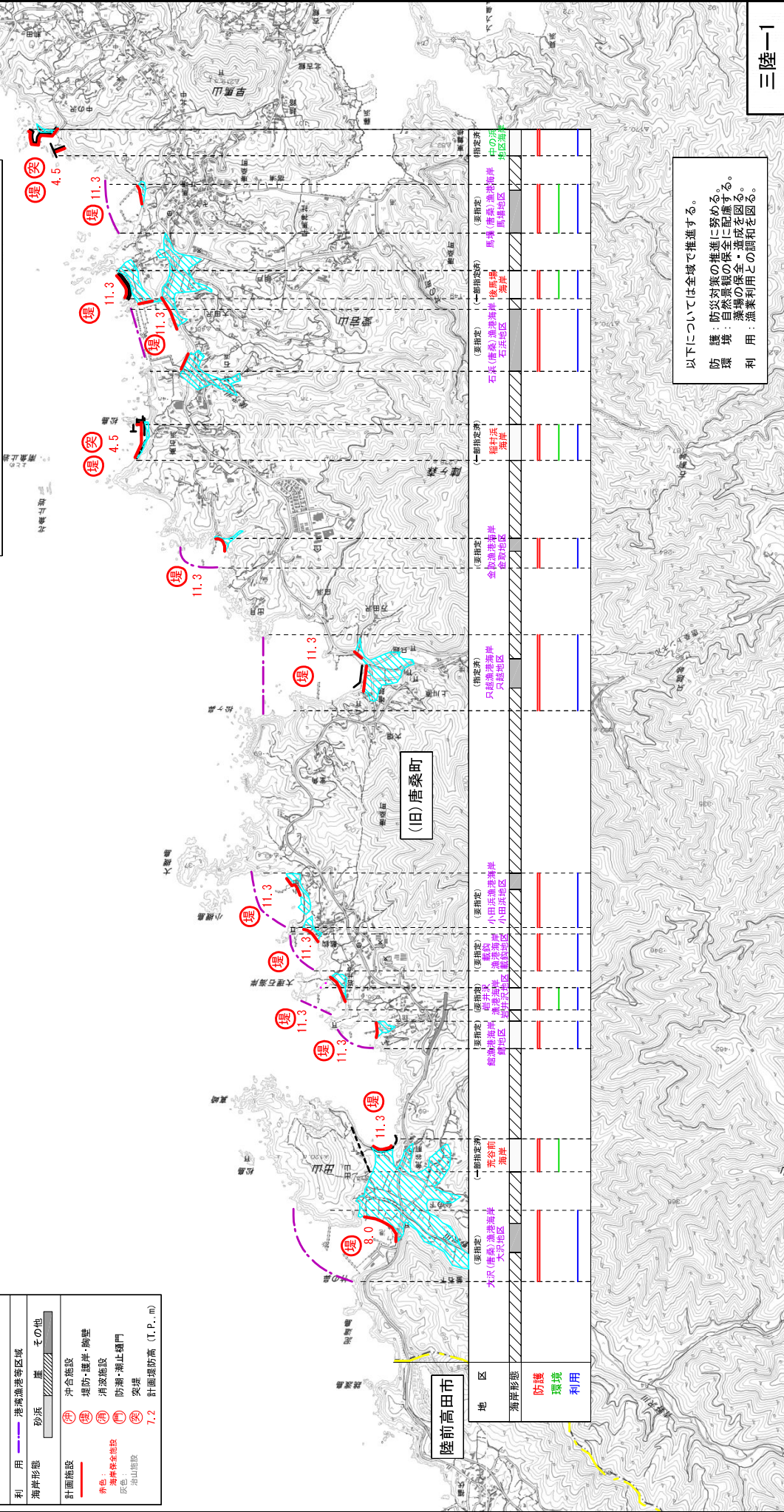
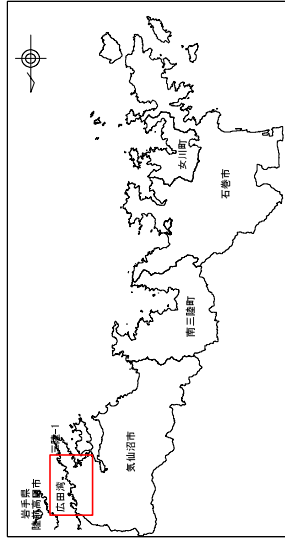
沿岸名
三陸南

市町村名
宮城県気仙沼市

S=1:25,000



防 護	—— 海岸保全施設（現況）
	堤 堰防
	突 堤防
	消 波堤（工）
	人 工リーフ
	胸 壁
	水 門
	○ 重要施設
	■ 受益地域
利 用	—— 港湾漁港等区域
海岸形態	砂浜 崖 その他
計画施設	沖合施設
	堤防・護岸・胸壁
	消波施設
	防潮・潮止樋門
	突堤
	7.2 計画堤防高（I.P.m）



以下については全域で推進する。
防 護：防災対策の推進に努める。
防 護：自然景観の保全に配慮する。
環 境：自然景観の保全・回復を図る。
利 用：漁業利用との調和を図る。

整備箇所整理表【三陸一】

市町村名	二丁目名	海岸保全区域指定状況	海岸名 (地名・字名や一般的な呼称)	所管 (管理者)	1. 海岸の特性	2. 防護水準 (堤防等の高さ・基準面TP)		3. 海岸で特に必要な観測点		4. 海岸管理者が実施する施策	5. 海岸管理(整備)目標	6. 海岸保全施設整備概要	7. 施設整備を行ううえで地域における配慮事項	8. 海岸保全施設の維持又は修繕の方法
						旧計画高 (現況施設高)	計画堤防高 津波・高潮	侵害 計画標準高 整備施設高	津波 津波 基準					
		○	水沢(傍政)漁港海岸 大沢地区	水産庁 (気仙沼市)	漁港施設が存在する。背後に農家が畑田される予定。背後に国道45号が走る。漁業集積防犯機能強化事業による背後地利用計画と併せて新たな堤防整備が必要。	(-)	8.00	-	●津波・高潮に対する安全性を確保するための整備を行う。 ○漁業の利用に配慮する。	●堤防・高潮に対する安全性を確保するための整備を行う。 ○施設整備に配慮する。	堤防 胸壁 L=222m	●漁港施設の利用に配慮する。 ●港湾の保全に努める。	●堤防・高潮に対する安全性を確保するための整備を行う。 ●背後の農家や地帯等の発生後の臨時点検及び5年以内の定期点検を実施し、適切な維持・修繕を行う。	
		○	荒谷前海岸	水管理 ・国土保全局 (宮城県)	海岸施設があり、前面に農家が分布している。背後の農家や地帯の一部農家は畑田しており、新たな堤防の整備が必要。	5.90 (5.90)	11.30	-	●津波・高潮に対する安全性を確保するための整備を行う。 ○施設整備に配慮する。	●津波・高潮に対する安全性を確保するための整備を行う。 ○施設整備に配慮する。	堤防 L=217m	●港湾の保全に努める。	●堤防・高潮に対する安全性を確保するための整備を行う。 ●背後の農家や地帯等の発生後の臨時点検及び5年以内の定期点検を実施し、適切な維持・修繕を行う。	
		○	船漁海岸 船地区	水産庁 (気仙沼市)	漁港施設が存在する。背後に農家が分布する。新たな堤防整備が必要。	4.02 (-)	11.30	-	●津波・高潮に対する安全性を確保するための整備を行う。 ○漁業の利用に配慮する。	●津波・高潮に対する安全性を確保するための整備を行う。 ○施設整備に配慮する。	堤防 L=100m	●港湾施設の利用に配慮する。	●堤防・高潮に対する安全性を確保するための整備を行う。 ●背後の農家や地帯等の発生後の臨時点検及び5年以内の定期点検を実施し、適切な維持・修繕を行う。	
		○	岩井津漁海岸 岩井沢地区	水産庁 (気仙沼市)	漁港施設が存在する。背後に農家が分布する。代表的な農耕地である大津石海岸に近接する。地盤水面は農家が分布する。新たな堤防整備が必要。	4.02 (-)	11.30	-	●津波・高潮に対する安全性を確保するための整備を行う。 ○漁業の利用に配慮する。	●津波・高潮に対する安全性を確保するための整備を行う。 ○施設整備に配慮する。	堤防 L=120m	●港湾の保全に努める。 ●自衛隊の安全に努める。 ●漁港施設の利用に配慮する。	●堤防・高潮に対する安全性を確保するための整備を行う。 ●背後の農家や地帯等の発生後の臨時点検及び5年以内の定期点検を実施し、適切な維持・修繕を行う。	
		○	船釣漁海岸 船釣地区	水産庁 (気仙沼市)	漁港施設が存在する。背後に農家が分布する。新たな堤防整備が必要。	(-)	11.30	-	●津波・高潮に対する安全性を確保するための整備を行う。 ○漁業の利用に配慮する。	●津波・高潮に対する安全性を確保するための整備を行う。 ○施設整備に配慮する。	堤防 L=100m	●港湾施設の利用に配慮する。	●堤防・高潮に対する安全性を確保するための整備を行う。 ●背後の農家や地帯等の発生後の臨時点検及び5年以内の定期点検を実施し、適切な維持・修繕を行う。	
		○	小田浜漁海岸 小田浜地区	水産庁 (気仙沼市)	漁港施設が存在する。背後に農家が分布する。新たな堤防整備が必要。	(-)	11.30	-	●津波・高潮に対する安全性を確保するための整備を行う。 ○漁業の利用に配慮する。	●津波・高潮に対する安全性を確保するための整備を行う。 ○施設整備に配慮する。	堤防 L=50m	●港湾施設の利用に配慮する。	●堤防・高潮に対する安全性を確保するための整備を行う。 ●背後の農家や地帯等の発生後の臨時点検及び5年以内の定期点検を実施し、適切な維持・修繕を行う。	
		○	只崎漁海岸 只崎地区	水産庁 (気仙沼市)	漁港施設が存在する。背後は農地を挟んで農家が畑田される予定。海岸中部には砂浜が露出し、柱状地盤がある。漁業に利用されている。漁業集積防犯機能強化事業による背後地利用計画と併せて新たな堤防整備が必要。	6.12 (6.12)	11.30	-	●津波・高潮に対する安全性を確保するための整備を行う。 ○漁業の利用に配慮する。	●津波・高潮に対する安全性を確保するための整備を行う。 ○施設整備に配慮する。	堤防 L=232m	●港湾施設の利用に配慮する。	●堤防・高潮に対する安全性を確保するための整備を行う。 ●背後の農家や地帯等の発生後の臨時点検及び5年以内の定期点検を実施し、適切な維持・修繕を行う。	
		○	金取漁海岸 金取地区	水産庁 (気仙沼市)	海岸である。漁港施設が存在する。新たな堤防整備が必要。	(-)	11.30	-	●津波・高潮に対する安全性を確保するための整備を行う。 ○漁業の利用に配慮する。	●津波・高潮に対する安全性を確保するための整備を行う。 ○施設整備に配慮する。	堤防 L=50m	●港湾施設の利用に配慮する。	●堤防・高潮に対する安全性を確保するための整備を行う。 ●背後の農家や地帯等の発生後の臨時点検及び5年以内の定期点検を実施し、適切な維持・修繕を行う。	
		○	稲村漁海岸	水管理 ・国土保全局 (宮城県)	背後は海岸への流入路となっており、その背後は崖地。鉄線がある。漁業に利用されている。新たな農地、津波堤、突堤の整備が必要。	4.50 (4.90)	-	4.50 突堤	●農家の安全に努める。 ●近接する漁業機能を持つ施設との役割分担に配慮する。	●農家の安全に努める。 ●近接する漁業機能を持つ施設との役割分担に配慮する。	堤防 L=192m 胸壁 L=56m 突堤 L=123m	●港湾の保全に努める。 ●近接する漁業機能を持つ施設との役割分担に配慮する。	●堤防・高潮に対する安全性を確保するための整備を行う。 ●背後の農家や地帯等の発生後の臨時点検及び5年以内の定期点検を実施し、適切な維持・修繕を行う。	
		○	石浜(傍政)漁海岸 石浜地区	水産庁 (気仙沼市)	漁港施設が存在する。背後は農地を挟んでその背後に農家が分布する。一部が砂浜となっており、海水浴に利用されている。新たな堤防整備が必要。	6.12 (-)	11.30	-	●津波・高潮に対する安全性を確保するための整備を行う。 ○漁業の利用に配慮する。	●津波・高潮に対する安全性を確保するための整備を行う。 ○施設整備に配慮する。	堤防 L=400m	●港湾施設の利用に配慮する。	●堤防・高潮に対する安全性を確保するための整備を行う。 ●背後の農家や地帯等の発生後の臨時点検及び5年以内の定期点検を実施し、適切な維持・修繕を行う。	

整備箇所整理表【三陸一1】

市町村名	海岸保全区域指定	海岸名 (地名、字名や一般的な呼称)	所管 (管理者)	1.海岸の特性	2.防風水準 (堤防等の高さ、基準面TP)		3.海岸で特に必要な観測点			4.海岸管理者が実施する施策	5.海岸管理(整備)目標	6.海岸保全施設整備概要	7.施設整備を行ううえで地域における配慮事項	8.海岸保全施設の維持又は修繕の方法
					堤防 (現状施設)	津波・高潮 (計画堤防高)	浸食 (計画堤防高)	津波 基準	防風 基準					
気仙沼市 (旧宮城郡)	○	後馬場海岸	水管理 ・国土保全局 (宮城県)	磯浜海岸であり、地域住民に利用されている。背後地には農地、家屋が分布し、被災した農地及び一部家屋は復旧しており、新たな堤防の整備が必要。	6.10 (6.10)	11.30	-	●	●	●	●	●	●	●
	○	馬場(津森)浦港海岸 馬場地区	水産庁 (宮城県)	漁業施設が存在する。戦後に被害が分布する。一部が砂浜となっており、海水浴に利用されている。新たな堤防の整備が必要。	- (-)	11.30	-	●	●	●	●	●	●	●
	○	中の浜地区海岸	鹿野振興局 (宮城県)	背後地は農地が主であり、新たな堤防の整備が必要。	4.50 (4.50)	-	4.50 実現	●	●	●	●	●	●	●

環境：
● 特別に配慮が必要
● 一般的に配慮が必要
○ 環境対応：◎ 環境対応、○ 防風などの海岸保全対策、
△ 保守点検等
利用対応：□

(1/18)

施設整備計画図

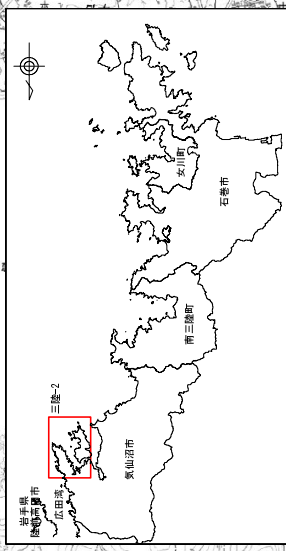
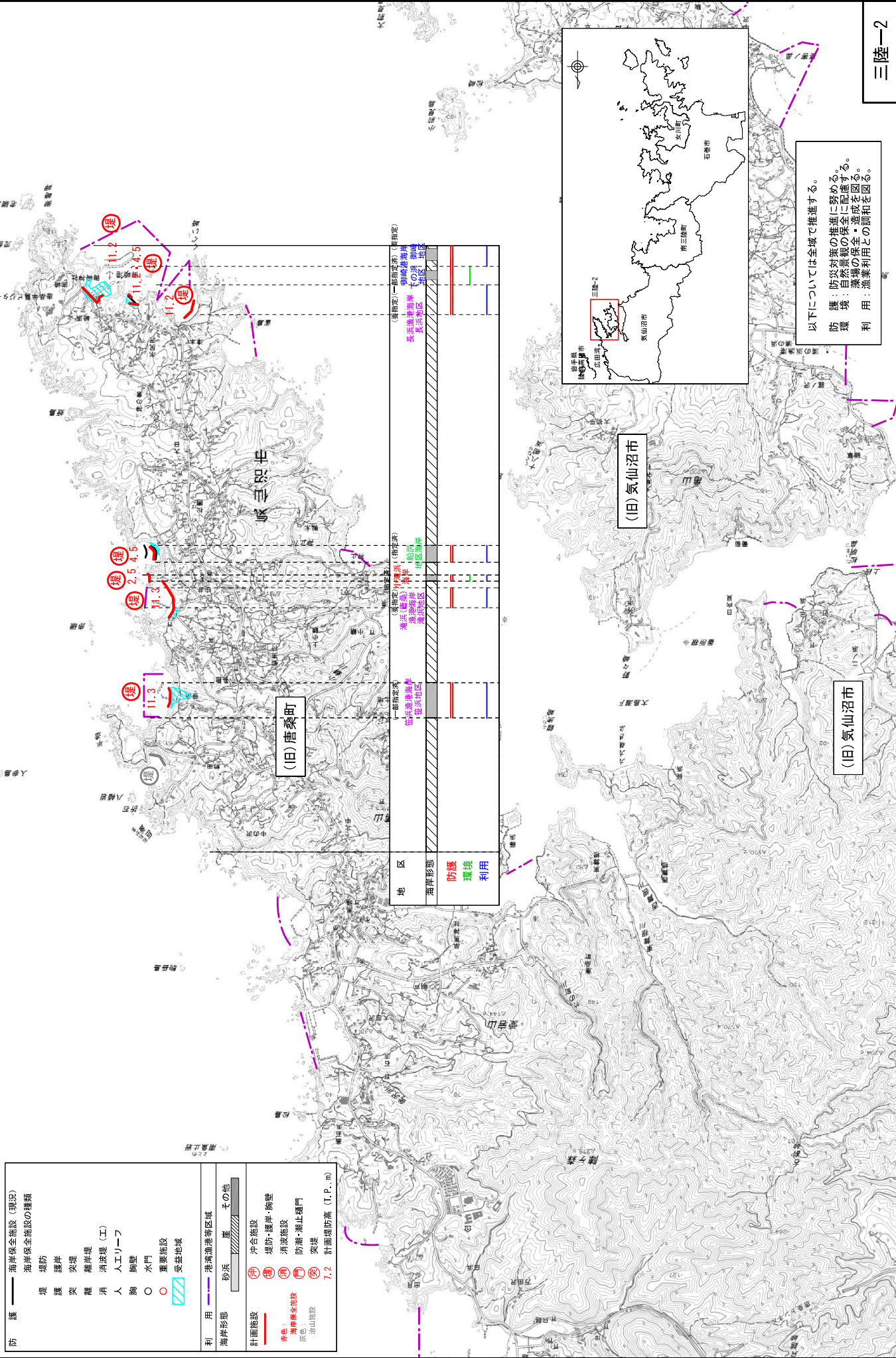
沿岸名
三陸南

市町村名
宮城県気仙沼市

S=1:25,000
0 500 1000 (m)



防 護	<ul style="list-style-type: none"> 海岸保全施設 (現況) 海岸保全施設の種別 堤 防 護 岸 突 堤 離岸堤 (工) 消 波 堤 人工リーフ 胸 壁 水 門 重要施設 受益地域
利 用	<ul style="list-style-type: none"> 港灣漁港等区域 砂浜 崖 その他
計 画 施 設	<ul style="list-style-type: none"> 沖合施設 堤防・護岸・胸壁 消波施設 防潮・潮止部門 突堤 計画堤防高 (I.P.m)
注 意	<ul style="list-style-type: none"> 海岸保全施設 防色 防山施設



以下については全域で推進する。
防 護：防災対策の推進に努める。
防 護：自然景観の保全に配慮する。
環 境：自然景観の保全・回復を図る。
利 用：漁業利用との調和を図る。

三陸一2

(旧)気仙沼市

(旧)気仙沼市

整備箇所整理表【三陸一2】

市町村名	海岸保護指定区域	海岸名 (地名・字名や一般的な呼称)	所管 (管理者)	1. 海岸の特性		2. 防波・高潮・波浪 (堤防岸・堤防・津波・高潮)		3. 海岸で特に必要な観測点		4. 海岸管理者が実施する施策	5. 海岸管理(整備)目標	6. 海岸保全施設整備概要	7. 施設整備を行ううえで地域における配慮事項	8. 海岸保全施設の維持又は修繕の方法
				旧計画高 (現況施設)	計画防波高 (計画施設)	津波・高潮・波浪 (現況)	津波・高潮・波浪 (計画)	防波	侵食					
宮城県 東部	○	磐城浜海岸 (磐城地区)	水産庁 (気仙沼市)	背後地の家屋は高台にあり、原則半分は瓦葺瓦葺を利用した結構とされている。北側半分は崖海岸で、防波堤が無く崖下の侵食がみられる。南側背後地は、農地・家屋が分布する。新たな堤防整備が必要。	6.12 (一)	11.30	-	津波・高潮・波浪 ●	○	●津波・高潮に対する安全性を確保するための整備を行う。 □漁業の利用に配慮する。	天端高TP+11.30mの堤防を整備する。	堤防 L=10m	・漁港施設の利用に配慮する。	・日常巡視、台風や地震等の発生後の臨時点検及び5年に1回程度の定期点検を実施し、適切な維持・修繕を行う。
		滝浜(陸奥)海岸 (滝浜地区)	水産庁 (気仙沼市)	漁港施設が存在する。背後に集落地が分布する。新たな堤防整備が必要。	(一)	11.30	-	津波・高潮・波浪 ●	○	●津波・高潮に対する安全性を確保するための整備を行う。 □漁業の利用に配慮する。	天端高TP+11.30mの堤防を整備する。	堤防 L=60m	・漁港施設の利用に配慮する。	・背後に集落地がある面立であり、前面の漁港施設の利用に特に留意する必要があるため、日常巡視や臨時点検に際しては、背後集落と一体的に行い、建造物の破損や浸水等に際しては、沿岸の建物等に特に留意する。また、内水滞留のため、日常巡視、台風や地震等の発生後の臨時点検及び5年に1回程度の定期点検を実施し、適切な維持・修繕を行う。
		小浜海岸	水産庁 (国土地院) 水産部 (宮城県)	背後地に集落が広がっており、背後地は林地で遊歩道が整備され、農家が居住されている。海岸部への接近は不可能な孤立崖海岸である。	2.50 (一)	-	2.50	津波・高潮・波浪 ●	●	○侵食に対する安全性を確保するための整備を行う □遊歩道等の利用に配慮する。	天端高TP+2.50mの堤防を整備する。	堤防 L=200m	・海中遊歩道立公園(南側)内であり、岩礁自然景観に配慮する。 ・遊歩道利用に係る安全性の維持に努める。	背後地に遊歩道、遊歩道が整備されているため、日常巡視に際しては、利用者の安全に留意する。
		松原地区海岸	農林振興局 (宮城県)	背後地は農地の岩石海岸。新たな堤防、船着き場の整備が必要。	4.50 (4.50)	-	4.50	津波・高潮・波浪 ●	●	○侵食に対する安全性を確保するための整備を行う。 □漁業の利用に配慮する。	天端高TP+4.50mの堤防を整備する。	堤防 L=28m	・漁業等との調和に配慮する。	・侵食海岸であるため、日常巡視においては、侵食状況に留意する。また、台風等による波浪の後は堤防及び船構の状況、船内への飛散物の飛散等に留意する。 ・日常巡視、台風や地震等の発生後の臨時点検及び5年に1回程度の定期点検を実施し、適切な維持・修繕を行う。 ・堤防は常時点検である。日常巡視に際しては、堤防の開口における変位物等に留意する。
宮城県 西部	○	御崎海岸 (下の浜地区)	御崎港に隣接する崖海岸で、背後地は農地、林地、家屋が密集している。新たな堤防整備が必要。	4.50 (4.50)	11.20	4.50	津波・高潮・波浪 ●	●	●津波・高潮に対する安全性を確保するための整備を行う。 ○遊歩道等の利用に配慮する。 ◎岩礁自然景観の保全に留意する。	天端高TP+4.50m、+11.20mの堤防を整備する。	堤防 L=62m(TP+4.5m) 堤防 L=43m(TP+11.2m)	・岩礁自然景観の保全に配慮する。	・港内利用されている箇所であり、日常巡視や臨時点検に際しては、建造物の破損や利用者の安全に留意する。 ・日常巡視、台風や地震等の発生後の臨時点検及び5年に1回程度の定期点検を実施し、適切な維持・修繕を行う。	
		御崎海岸 (御崎地区)	御崎港に隣接する海岸で、背後に主要幹線が走り、幹線沿いに家屋が分布する。	(一)	11.20	-	津波・高潮・波浪 ●	●	●津波・高潮に対する安全性を確保するための整備を行う。 □港内利用との調整に配慮する。	天端高TP+11.20mの堤防を整備する。	堤防 L=20m	・港内施設の利用に配慮する。	・港内利用されている箇所であり、日常巡視や臨時点検に際しては、建造物の破損や利用者の安全に留意する。 ・日常巡視、台風や地震等の発生後の臨時点検及び5年に1回程度の定期点検を実施し、適切な維持・修繕を行う。	
		長浜海岸 (長浜地区)	崖海岸である。漁港施設が存在する。新たな堤防整備が必要。	(一)	11.20	-	津波・高潮・波浪 ●	○	●津波・高潮に対する安全性を確保するための整備を行う。 □漁業の利用に配慮する。	天端高TP+11.20mの堤防を整備する。	堤防 L=50m	・漁港施設の利用に配慮する。	・日常巡視、台風や地震等の発生後の臨時点検及び5年に1回程度の定期点検を実施し、適切な維持・修繕を行う。	

環境に配慮が必要
●一般の配慮が必要
○一般の配慮が必要
△防波対策、○侵食などの海岸保全対策、
△保守点検等
◎遊歩道等の利用に配慮する

施設整備計画図

沿岸名
三陸南

市町村名
宮城県気仙沼市

S=1:25,000
0 500 1000 (m)



防 護

- 海岸保全施設 (現況)
- 堤防
- 護岸
- 突堤
- 離岸堤
- 消波堤 (工)
- 人工リーフ
- 胸壁
- 水門
- 重要施設
- 受益地域

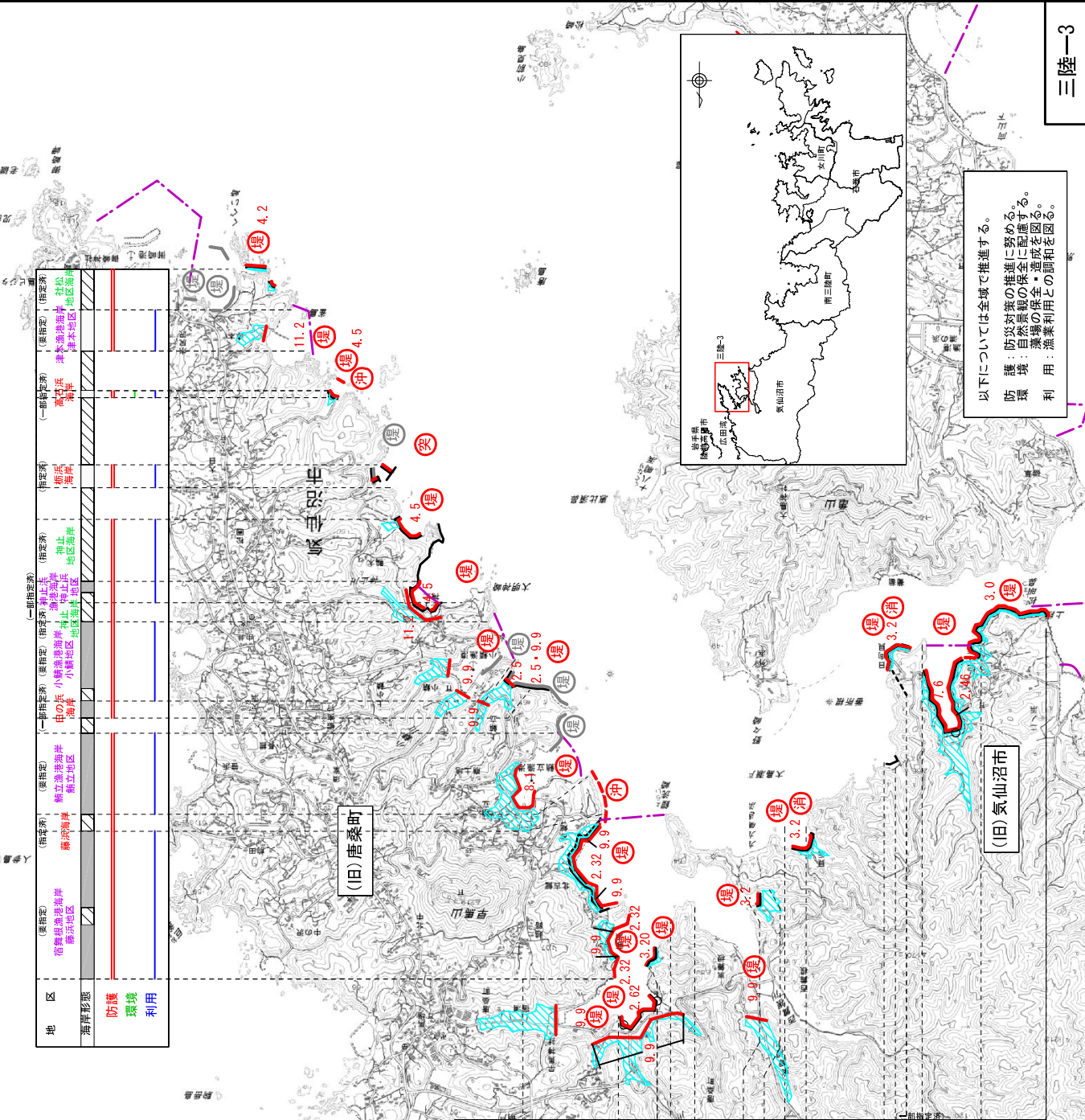
利 用

- 港漁漁港等区域
- 砂浜
- その他

計画施設

- 沖合施設
- 堤防・護岸・胸壁
- 消波施設
- 防潮・潮止壁門
- 突堤

● 海岸保全施設
○ 防潮・潮止壁門
△ 突堤
▽ 計画堤防高 (I.P.M) 7.2



地区	(一部指定済)	(一部指定済)	(要指定)	(指定済)	(一部指定済)	(指定済)	(一部指定済)	(指定済)
海岸形態	宿真根漁港海岸 宿浦地区	中の浜 小崎地区	麻立漁港海岸 麻立地区	宿真根漁港海岸 宿立地区	神止 地区海岸	神止 地区海岸	宿真根漁港海岸 宿立地区	宿真根漁港海岸 宿立地区
防護	——	——	——	——	——	——	——	——
環境	——	——	——	——	——	——	——	——
利用	——	——	——	——	——	——	——	——

以下については全域で推進する。
 防護: 防災対策の推進に努める。
 環境: 自然景観の保全に配慮する。
 利用: 漁業利用との調和を図る。

三陸一3

整備箇所整理表【三陸一3】

市町村名	海岸線全区域	海岸名 (地域名・字名や一般的な呼称)	所管 (管理者)	1. 海岸の特性		2. 防波水準 (堤防等の高さ・基準面(T.P.))			3. 海岸で特に必要な観測点			4. 海岸管理者が実施する施策	5. 海岸管理(整備)目標	6. 海岸保全施設整備概要	7. 施設整備を行ううえで地域における配慮事項	8. 海岸保全施設の維持又は修繕の方法	
				津波・高潮・波浪(現況)	津波・高潮・波浪(設計)	津波・高潮・波浪(設計)	津波・高潮・波浪(設計)	津波・高潮・波浪(設計)	津波・高潮・波浪(設計)	津波・高潮・波浪(設計)	津波・高潮・波浪(設計)						津波・高潮・波浪(設計)
宮城県	○	社地区海岸	農林振興局(宮城県)	津波・高潮・波浪(現況) 4.20 (4.20)	津波・高潮・波浪(設計) -	4.20	防波堤	●	○	○	○	○	○	○	○	○	○
宮城県	○	海老浜海岸 海老浜地区	水産庁(気仙沼市)	津波・高潮・波浪(現況) 5.10 (-)	津波・高潮・波浪(設計) 11.20	-	防波堤	●	○	○	○	○	○	○	○	○	○
宮城県	○	高石浜海岸	水産庁・国土保全局(宮城県)	津波・高潮・波浪(現況) 4.50 (4.50)	津波・高潮・波浪(設計) -	4.50	防波堤	●	○	○	○	○	○	○	○	○	○
宮城県	○	柳浜海岸	水産庁・国土保全局(宮城県)	津波・高潮・波浪(現況) -	津波・高潮・波浪(設計) -	-	防波堤	●	○	○	○	○	○	○	○	○	○
宮城県	○	神止地区海岸	農林振興局(宮城県)	津波・高潮・波浪(現況) 4.50 (4.50)	津波・高潮・波浪(設計) -	4.50	防波堤	●	○	○	○	○	○	○	○	○	○
宮城県	○	神止浜海岸 神止浜地区	水産庁(気仙沼市)	津波・高潮・波浪(現況) 4.50 (4.50)	津波・高潮・波浪(設計) 11.20	4.50	防波堤	●	○	○	○	○	○	○	○	○	○
宮城県	○	小瀬海岸 小瀬地区	水産庁(宮城県)	津波・高潮・波浪(現況) 3.62 (-)	津波・高潮・波浪(設計) 9.90	-	防波堤	●	○	○	○	○	○	○	○	○	○
宮城県	○	田の浜海岸	水産庁・国土保全局(宮城県)	津波・高潮・波浪(現況) 2.50 (2.50)	津波・高潮・波浪(設計) 9.90	2.50	防波堤	●	○	○	○	○	○	○	○	○	○
宮城県	○	鶴立海岸 鶴立地区	水産庁(宮城県)	津波・高潮・波浪(現況) 2.42 (2.42)	津波・高潮・波浪(設計) 8.10	-	防波堤	●	○	○	○	○	○	○	○	○	○
宮城県	○	藤浜海岸	水産庁・国土保全局(宮城県)	津波・高潮・波浪(現況) -	津波・高潮・波浪(設計) -	-	防波堤	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○
宮城県	○	宿禰海岸 藤浜地区	水産庁(気仙沼市)	津波・高潮・波浪(現況) 2.32 (2.32)	津波・高潮・波浪(設計) 9.90	2.32	防波堤	●	○	○	○	○	○	○	○	○	○

整備箇所整理表【三陸一3】

市町村名	海岸名 (地名・字名や一般的な呼称)	管轄 (管理者)	1. 海岸の特性		2. 防波水準 (堤防等の高さ・基準面TP)		3. 海岸で特に必要な観測点			4. 海岸管理者が実施する施策	5. 海岸管理(整備)目標	6. 海岸保全施設整備概要	7. 施設整備を行ううえで地域における配慮事項	8. 海岸保全施設の維持又は修繕の方法
			津波・高潮・波浪 (現況施設)	旧計画 (現況施設)	津波・高潮 計画堤防高	津波・高潮 計画堤防高	侵害	防波	環境					
宮城県 気仙沼市 (旧 唐松町)	宿舞根海岸 (宿舞根地区)	水産庁 (気仙沼市)	津波・高潮・波浪 (現況施設)	旧計画 (現況施設)	津波・高潮 計画堤防高	津波・高潮 計画堤防高	侵害	防波	環境	利用	—	—	●津波・高潮に対する安全性を確保するための整備を行う。 ○侵食に対する安全性を確保するための整備を行う。 □漁業の利用に配慮する。	・傾斜堤で日常通行利用している乗り渡し、道路であるため、前面への道路アセス利用者の安全に配慮し、日常巡視や臨時点検に留意する。特に構造物のラック、破損に留意する。また、内水排除のため、吐口フランチの稼働及び管渠の工事等に留意する。 ・日常巡視、台風や地震等の発生後の臨時点検の他、5年に1回程度の定期点検を実施し、適切な維持・修繕を行う。
	宿舞根海岸 (美吉浜地区)	水産庁 (気仙沼市)	津波・高潮・波浪 (現況施設)	旧計画 (現況施設)	津波・高潮 計画堤防高	津波・高潮 計画堤防高	侵害	防波	環境	利用	2.62 (2.62)	2.62	●津波・高潮に対する安全性を確保するための整備を行う。 ○侵食に対する安全性を確保するための整備を行う。 □漁業の利用に配慮する。	・車道と接している直立堤で、漁港施設が前面にあるため利用者の安全に配慮し、日常巡視、台風や地震等の発生後の臨時点検及び5年に1回程度の定期点検を実施し、適切な維持・修繕を行う。 ・日常巡視に際しては、陸間閉鎖における支障物等に留意する。 ・日常巡視に際しては、吐口フランチの稼働及び管渠の工事等に留意する。
	宿舞根海岸 (美吉浜地区)	水産庁 (気仙沼市)	津波・高潮・波浪 (現況施設)	旧計画 (現況施設)	津波・高潮 計画堤防高	津波・高潮 計画堤防高	侵害	防波	環境	利用	3.20 (3.20)	—	●津波・高潮に対する安全性を確保するための整備を行う。 ○侵食に対する安全性を確保するための整備を行う。 □漁業の利用に配慮する。	・漁業利用用の陸間が存在するため、日常巡視に際しては、陸間閉鎖における支障物等に留意する。日常巡視、台風や地震等の発生後の臨時点検及び5年に1回程度の定期点検を実施し、適切な維持・修繕を行う。
	宿舞根海岸 (舞根地区)	水産庁 (気仙沼市)	津波・高潮・波浪 (現況施設)	旧計画 (現況施設)	津波・高潮 計画堤防高	津波・高潮 計画堤防高	侵害	防波	環境	利用	9.90 (—)	9.90	●津波・高潮に対する安全性を確保するための整備を行う。 ○侵食に対する安全性を確保するための整備を行う。 □漁業の利用に配慮する。	・日常巡視、台風や地震等の発生後の臨時点検及び5年に1回程度の定期点検を実施し、適切な維持・修繕を行う。 ・日常巡視に際しては、陸間閉鎖における支障物等に留意する。
	宿舞根海岸 (舞根地区)	水産庁 (気仙沼市)	津波・高潮・波浪 (現況施設)	旧計画 (現況施設)	津波・高潮 計画堤防高	津波・高潮 計画堤防高	侵害	防波	環境	利用	3.20 (3.20)	3.20	●津波・高潮に対する安全性を確保するための整備を行う。 ○侵食に対する安全性を確保するための整備を行う。 □漁業の利用に配慮する。	・漁業利用用の陸間があるため破損や陸間閉鎖に留意する。日常巡視、台風や地震等の発生後の臨時点検及び5年に1回程度の定期点検を実施し、適切な維持・修繕を行う。
	宿舞根海岸 (西舞根浜海岸)	水産庁 (気仙沼市)	津波・高潮・波浪 (現況施設)	旧計画 (現況施設)	津波・高潮 計画堤防高	津波・高潮 計画堤防高	侵害	防波	環境	利用	3.20 (3.20)	—	●津波・高潮に対する安全性を確保するための整備を行う。 ○侵食に対する安全性を確保するための整備を行う。 □漁業の利用に配慮する。	・噴り砂堆積のため、日常巡視に際しては砂浜の地形変化状況に留意する。また、陸間閉鎖における支障物や内水排除のための吐口フランチの稼働及び管渠の工事等に留意する。 ・日常巡視、台風や地震等の発生後の臨時点検及び5年に1回程度の定期点検を実施し、適切な維持・修繕を行う。
	宿舞根海岸 (西舞根浜海岸)	水産庁 (気仙沼市)	津波・高潮・波浪 (現況施設)	旧計画 (現況施設)	津波・高潮 計画堤防高	津波・高潮 計画堤防高	侵害	防波	環境	利用	3.20 (3.20)	3.20	●津波・高潮に対する安全性を確保するための整備を行う。 ○侵食に対する安全性を確保するための整備を行う。 □漁業の利用に配慮する。	・噴り砂堆積のため、日常巡視に際しては砂浜の地形変化状況に留意する。また、陸間閉鎖における支障物や内水排除のための吐口フランチの稼働及び管渠の工事等に留意する。 ・日常巡視、台風や地震等の発生後の臨時点検及び5年に1回程度の定期点検を実施し、適切な維持・修繕を行う。
	よさ野地区海岸	農林振興局 (宮城県)	津波・高潮・波浪 (現況施設)	旧計画 (現況施設)	津波・高潮 計画堤防高	津波・高潮 計画堤防高	侵害	防波	環境	利用	— (3.20)	—	●津波・高潮に対する安全性を確保するための整備を行う。 ○侵食に対する安全性を確保するための整備を行う。 □漁業の利用に配慮する。	・噴り砂堆積のため、日常巡視に際しては砂浜の地形変化状況に留意する。また、陸間閉鎖における支障物や内水排除のための吐口フランチの稼働及び管渠の工事等に留意する。 ・日常巡視、台風や地震等の発生後の臨時点検及び5年に1回程度の定期点検を実施し、適切な維持・修繕を行う。
	日向良海岸	水産庁 (宮城県)	津波・高潮・波浪 (現況施設)	旧計画 (現況施設)	津波・高潮 計画堤防高	津波・高潮 計画堤防高	侵害	防波	環境	利用	3.20 (3.20)	3.20	●津波・高潮に対する安全性を確保するための整備を行う。 ○侵食に対する安全性を確保するための整備を行う。 □漁業の利用に配慮する。	・噴り砂堆積のため、日常巡視に際しては砂浜の地形変化状況に留意する。また、陸間閉鎖における支障物や内水排除のための吐口フランチの稼働及び管渠の工事等に留意する。 ・日常巡視、台風や地震等の発生後の臨時点検及び5年に1回程度の定期点検を実施し、適切な維持・修繕を行う。
	鶴ヶ浦海岸 (鶴ヶ浦地区)	水産庁 (気仙沼市)	津波・高潮・波浪 (現況施設)	旧計画 (現況施設)	津波・高潮 計画堤防高	津波・高潮 計画堤防高	侵害	防波	環境	利用	2.46 (2.46)	2.46	●津波・高潮に対する安全性を確保するための整備を行う。 ○侵食に対する安全性を確保するための整備を行う。 □漁業の利用に配慮する。	・噴り砂堆積のため、日常巡視に際しては砂浜の地形変化状況に留意する。また、陸間閉鎖における支障物や内水排除のための吐口フランチの稼働及び管渠の工事等に留意する。 ・日常巡視、台風や地震等の発生後の臨時点検及び5年に1回程度の定期点検を実施し、適切な維持・修繕を行う。

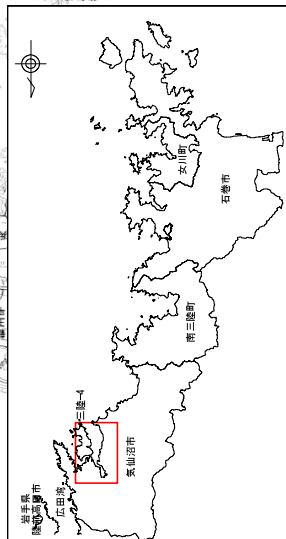
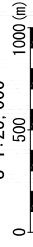
注: 防波対応: ●津波対策、○侵食などの海岸保全対策。
 ●前に配慮が必要 △既守点検等
 ○一般的な配慮が必要 □利用対応: □

施設整備計画図

沿岸名
三陸南

市町村名
宮城県気仙沼市

S=1:25,000



防 護

海岸保全施設 (状況)
海岸保全施設の種類
堤防 護岸 突堤 護岸堤 消波堤 (工) 消波堤 (工) 人工リーフ 胸壁 水門 重要施設 変位地帯

利 用

海岸形態
港灣漁港等区域
砂浜 崖 その他

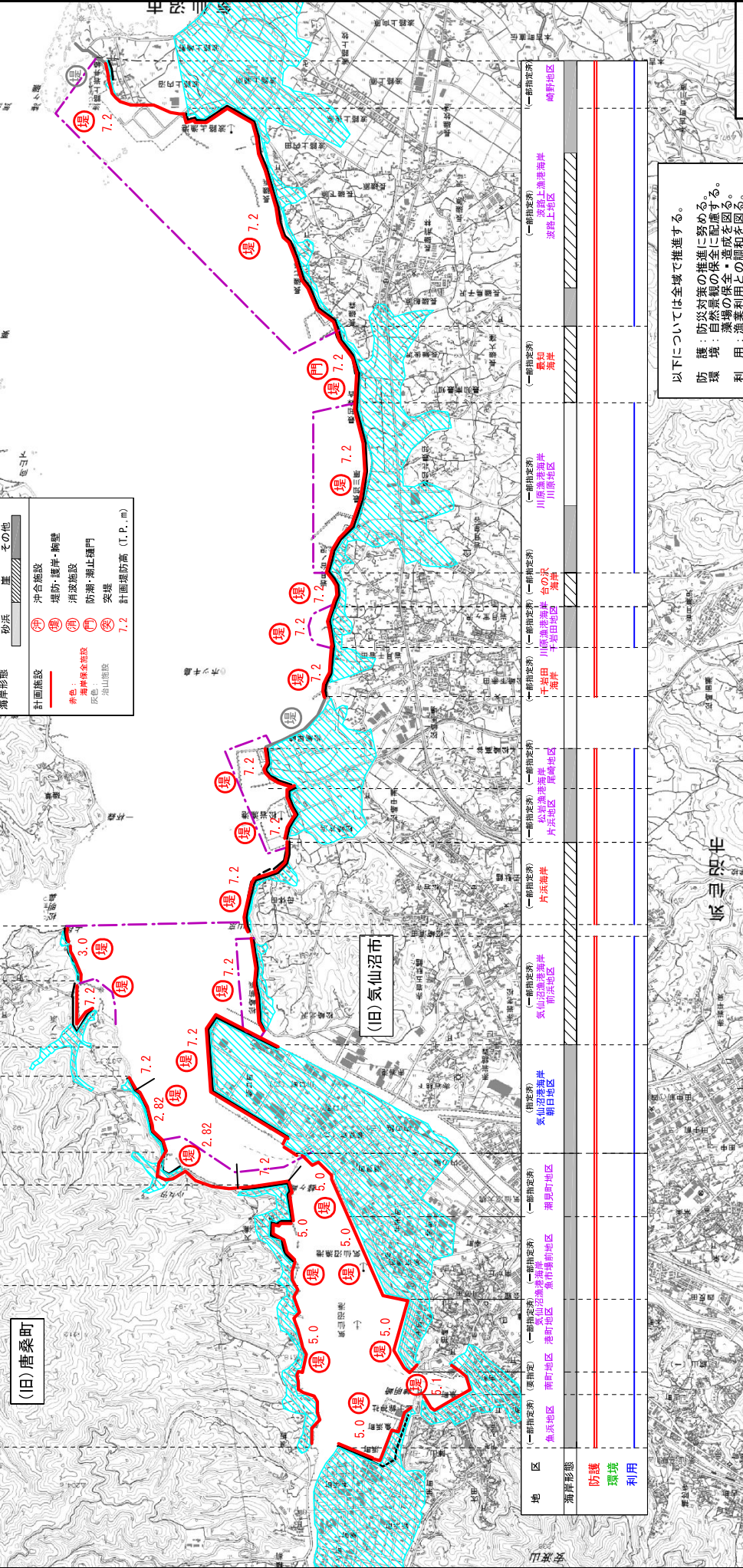
計 画 防 護 高 (T.P.m)

沖合施設
堤防・護岸・胸壁
消波施設
防波・潮止・潮門
突堤

赤色：海岸保全施設
灰色：消波施設
7.2 計画護防高 (T.P.m)

地 区	海岸形態	防 護	環 境	利 用
(一部指定済) 浪板地区 気仙沼港海岸 小々沙地区	気仙沼港海岸 小々沙地区			
(一部指定済) 大浦地区 気仙沼港海岸 南ヶ浦地区	気仙沼港海岸 南ヶ浦地区			
(指定済) 気仙沼港海岸 南ヶ浦地区	気仙沼港海岸 南ヶ浦地区			

(旧)唐桑町



地 区	海岸形態	防 護	環 境	利 用
(一部指定済) 魚糸地区 南町地区 港町地区	魚糸地区 南町地区 港町地区			
(一部指定済) 南里町地区 魚糸地区 港町地区	南里町地区 魚糸地区 港町地区			
(指定済) 気仙沼港海岸 新浜地区	気仙沼港海岸 新浜地区			
(一部指定済) 気仙沼港海岸 新浜地区	気仙沼港海岸 新浜地区			
(一部指定済) 片浜海岸 片浜地区 尾崎地区	片浜海岸 片浜地区 尾崎地区			
(一部指定済) 川原海岸 川原地区 川原地区	川原海岸 川原地区 川原地区			
(一部指定済) 霧崎海岸 霧崎地区	霧崎海岸 霧崎地区			
(一部指定済) 波路上地区 波路上地区	波路上地区 波路上地区			

以下については全域で推進する。
防 護：防災対策の推進に努める。
防 護：自然環境の保全に配慮する。
環 境：自然環境の保全に配慮する。
利 用：漁業利用との調和を図る。

整備箇所整理表【三陸一4】

市町村名	海岸線全区域	海岸名	所管(管理)	1.海岸の特性	2.防波・高潮・巨浪		3.海岸で特に必要な観測点		4.海岸管理者が実施する施策	5.海岸管理(整備)目標	6.海岸保全施設整備概要	7.施設整備を行ううえでの地域における配慮事項	8.海岸保全施設の維持又は修繕の方法
					津波・高潮・巨浪(現況施設高)	津波・高潮・巨浪(計画施設高)	防波	環境利用					
気仙沼市	○	気仙沼港海岸(概ね沖合)	港務局(宮城県)	津波・高潮・巨浪(現況施設高) 3.00(3.00)	津波・高潮・巨浪(計画施設高) -	防波	環境利用	3.00	津波・高潮に対する安全性を確保するための整備を行う。	天端高TP+3.00mの堤岸を整備する。	護岸 L=466m	7.施設整備を行ううえでの地域における配慮事項	8.海岸保全施設の維持又は修繕の方法
		気仙沼港海岸(概ね沖合)	水産庁(宮城県)	津波・高潮・巨浪(現況施設高) 2.82(2.82)	津波・高潮・巨浪(計画施設高) 7.20	津波	環境利用	-	津波・高潮に対する安全性を確保するための整備を行う。	天端高TP+7.20mの堤防、胸壁を整備する。	堤防、胸壁 L=392m	7.施設整備を行ううえでの地域における配慮事項	8.海岸保全施設の維持又は修繕の方法
		気仙沼港海岸(小ヶ浜地区)	港務局(宮城県)	津波・高潮・巨浪(現況施設高) 2.82(2.82)	津波・高潮・巨浪(計画施設高) 7.20	津波	環境利用	○	津波・高潮に対する安全性を確保するための整備を行う。	天端高TP+2.82m、+7.20mの堤防、胸壁を整備する。	堤防、胸壁 L=466m	7.施設整備を行ううえでの地域における配慮事項	8.海岸保全施設の維持又は修繕の方法
		気仙沼港海岸(小ヶ浜地区)	水産庁(宮城県)	津波・高潮・巨浪(現況施設高) 2.82(2.82)	津波・高潮・巨浪(計画施設高) 7.20	津波	環境利用	○	津波・高潮に対する安全性を確保するための整備を行う。	天端高TP+2.82m、+7.20mの堤防、胸壁を整備する。	堤防、胸壁 L=466m	7.施設整備を行ううえでの地域における配慮事項	8.海岸保全施設の維持又は修繕の方法
		気仙沼港海岸(大浜・浜地区)	水産庁(宮城県)	津波・高潮・巨浪(現況施設高) 2.82(2.82)	津波・高潮・巨浪(計画施設高) 7.20	津波	環境利用	○	津波・高潮に対する安全性を確保するための整備を行う。	天端高TP+2.82m、+7.20mの堤防、胸壁を整備する。	堤防、胸壁 L=466m	7.施設整備を行ううえでの地域における配慮事項	8.海岸保全施設の維持又は修繕の方法
		気仙沼港海岸(大浜・浜地区)	水産庁(宮城県)	津波・高潮・巨浪(現況施設高) 2.82(2.82)	津波・高潮・巨浪(計画施設高) 7.20	津波	環境利用	○	津波・高潮に対する安全性を確保するための整備を行う。	天端高TP+2.82m、+7.20mの堤防、胸壁を整備する。	堤防、胸壁 L=466m	7.施設整備を行ううえでの地域における配慮事項	8.海岸保全施設の維持又は修繕の方法
		気仙沼港海岸(大浜・浜地区)	水産庁(宮城県)	津波・高潮・巨浪(現況施設高) 2.82(2.82)	津波・高潮・巨浪(計画施設高) 7.20	津波	環境利用	○	津波・高潮に対する安全性を確保するための整備を行う。	天端高TP+2.82m、+7.20mの堤防、胸壁を整備する。	堤防、胸壁 L=466m	7.施設整備を行ううえでの地域における配慮事項	8.海岸保全施設の維持又は修繕の方法
		気仙沼港海岸(大浜・浜地区)	水産庁(宮城県)	津波・高潮・巨浪(現況施設高) 2.82(2.82)	津波・高潮・巨浪(計画施設高) 7.20	津波	環境利用	○	津波・高潮に対する安全性を確保するための整備を行う。	天端高TP+2.82m、+7.20mの堤防、胸壁を整備する。	堤防、胸壁 L=466m	7.施設整備を行ううえでの地域における配慮事項	8.海岸保全施設の維持又は修繕の方法
		気仙沼港海岸(大浜・浜地区)	水産庁(宮城県)	津波・高潮・巨浪(現況施設高) 2.82(2.82)	津波・高潮・巨浪(計画施設高) 7.20	津波	環境利用	○	津波・高潮に対する安全性を確保するための整備を行う。	天端高TP+2.82m、+7.20mの堤防、胸壁を整備する。	堤防、胸壁 L=466m	7.施設整備を行ううえでの地域における配慮事項	8.海岸保全施設の維持又は修繕の方法
		気仙沼港海岸(大浜・浜地区)	水産庁(宮城県)	津波・高潮・巨浪(現況施設高) 2.82(2.82)	津波・高潮・巨浪(計画施設高) 7.20	津波	環境利用	○	津波・高潮に対する安全性を確保するための整備を行う。	天端高TP+2.82m、+7.20mの堤防、胸壁を整備する。	堤防、胸壁 L=466m	7.施設整備を行ううえでの地域における配慮事項	8.海岸保全施設の維持又は修繕の方法
		気仙沼港海岸(大浜・浜地区)	水産庁(宮城県)	津波・高潮・巨浪(現況施設高) 2.82(2.82)	津波・高潮・巨浪(計画施設高) 7.20	津波	環境利用	○	津波・高潮に対する安全性を確保するための整備を行う。	天端高TP+2.82m、+7.20mの堤防、胸壁を整備する。	堤防、胸壁 L=466m	7.施設整備を行ううえでの地域における配慮事項	8.海岸保全施設の維持又は修繕の方法
		気仙沼港海岸(大浜・浜地区)	水産庁(宮城県)	津波・高潮・巨浪(現況施設高) 2.82(2.82)	津波・高潮・巨浪(計画施設高) 7.20	津波	環境利用	○	津波・高潮に対する安全性を確保するための整備を行う。	天端高TP+2.82m、+7.20mの堤防、胸壁を整備する。	堤防、胸壁 L=466m	7.施設整備を行ううえでの地域における配慮事項	8.海岸保全施設の維持又は修繕の方法

整備箇所整理表【三陸一4】

市町村名	海岸線全区域	海岸名 (地名・一般的な名称)	所管 (管理者)	1. 海岸の特性	2. 防波水準 (堤防等の高さ・高潮面TP)		3. 海岸で特に必要な観測点			4. 海岸管理者が実施する施策	5. 海岸管理(整備)目標	6. 海岸保全施設整備概要	7. 施設整備を行ううえでの 地域における配慮事項	8. 海岸保全施設の維持又は修繕の方法	
					津波・高潮・巨震 (現況施設高)	津波・高潮 (計画堤防高)	侵害 (計画高潮・津波・高潮)	防風	環境						利用
気仙沼市	○	松島漁港海岸 尾向地区	水産庁 (宮城県)	道路を専らで整備が実施しているが、東日本大震災 の津波により、全部が流失。漁業集落防災機能強化 事業による背後地利用計画と併せて整備が必要。	3.12 (3.12)	7.20	-	津波・高潮に対する安全性を確保するための整備を行う。 □漁業の利用に配慮する。	天端高TP+7.20mの堤防 を整備する。	天端高TP+7.20mの堤防 を整備する。	天端高TP+7.20mの堤防 を整備する。	堤防 L=88m	・漁港施設の利用に配慮する。	・日常巡視、台風や地震等の発生後の臨時点検及び5年 に1回の定期点検を実施し、適切な維持・修繕を行う。	
		松島漁港海岸 片浜地区	水産庁 (宮城県)	道路を専らで整備が実施しているが、東日本大震災 の津波により、高台の一部を除き全部が流失。漁業 集落防災機能強化事業による背後地利用計画と併 せて新たな整備が必要。	3.12 (3.12)	7.20	-	津波・高潮に対する安全性を確保するための整備を行う。 □漁業の利用に配慮する。	天端高TP+7.20mの堤防 を整備する。	天端高TP+7.20mの堤防 を整備する。	天端高TP+7.20mの堤防 を整備する。	堤防 L=85m	・漁港施設の利用に配慮する。	・日常巡視、台風や地震等の発生後の臨時点検及び5年 に1回の定期点検を実施し、適切な維持・修繕を行う。 ・日常巡視、台風や地震等の発生後の臨時点検及び5年 に1回の定期点検を実施し、適切な維持・修繕を行う。	
		千岩田海岸	水管理 ・国土保全局 (宮城県)	背後地は農地として利用され、家屋及び作業場が点 在している。一部家屋、農地、作業場は復旧してお り、新たな堤防整備が必要。	3.10 (3.10)	7.20	-	津波・高潮に対する安全性を確保するための整備を行う。	天端高TP+7.20mの堤防 を整備する。	天端高TP+7.20mの堤防 を整備する。	天端高TP+7.20mの堤防 を整備する。	堤防 L=57m	・漁港施設の利用に配慮する。	・日常巡視、台風や地震等の発生後の臨時点検及び5年 に1回の定期点検を実施し、適切な維持・修繕を行う。	
		川原漁港海岸 千岩田地区	水産庁 (気仙沼市)	背後地は主に山林で、背後に集落が復旧される予 定。地先水面にはワカサギ養殖場が存在する。新たな 堤防整備が必要。	3.12 (3.12)	7.20	-	津波・高潮に対する安全性を確保するための整備を行う。 □漁業の利用に配慮する。	天端高TP+7.20mの堤 防、胸壁を整備する。	天端高TP+7.20mの堤 防、胸壁を整備する。	天端高TP+7.20mの堤 防、胸壁を整備する。	堤防、胸壁 L=202m	・漁港施設の利用に配慮する。	・建設海岸防波堤と接続する直立堤である。前面の漁港 施設に隣接しては、積造物の堆積や高潮閉塞における支障等 に特に留意する。また、内水排除のため、吐口ラフナー への稼働及び管風の設置に留意する。 ・日常巡視、台風や地震等の発生後の臨時点検及び5年 に1回の定期点検を実施し、適切な維持・修繕を行う。	
		台ノ浜海岸	水管理 ・国土保全局 (宮城県)	厩海岸で、道路を積み家屋等が分布している。家屋 等は一部復旧しており、新たな堤防の整備が必要。	3.10 (3.10)	7.20	-	津波・高潮に対する安全性を確保するための整備を行う。	天端高TP+7.20mの堤防 を整備する。	天端高TP+7.20mの堤防 を整備する。	天端高TP+7.20mの堤防 を整備する。	堤防 L=83m	・漁港施設の利用に配慮する。	・日常巡視、台風や地震等の発生後の臨時点検及び5年 に1回の定期点検を実施し、適切な維持・修繕を行う。	
		川原漁港海岸 川原地区	水産庁 (気仙沼市)	厩海岸で、背後に集落地が復旧される予定。地先水 面に漁場(干潟)が存在する。新たな堤防整備が必要。 要。	4.52 (4.52)	7.20	-	津波・高潮に対する安全性を確保するための整備を行う。 □漁業の利用に配慮する。	天端高TP+7.20mの堤 防、胸壁を整備する。	天端高TP+7.20mの堤 防、胸壁を整備する。	天端高TP+7.20mの堤 防、胸壁を整備する。	天端高TP+7.20mの堤 防、胸壁 L=918m	・漁港施設の利用に配慮する。	・建設海岸防波堤と接続する直立堤である。前面の漁港 施設の利用に伴い、積造物の堆積や高潮閉塞における支障等 に特に留意する。また、内水排除のため、水門及び吐口 ラフナーの稼働及び管風の設置に留意する。 ・日常巡視、台風や地震等の発生後の臨時点検及び5年 に1回の定期点検を実施し、適切な維持・修繕を行う。	
		最知海岸	水管理 ・国土保全局 (宮城県)	厩海岸で、道路を積み家屋等が分布している。家屋 等は一部復旧しており、新たな堤防の整備が必要。	4.50 (4.50)	7.20	-	津波・高潮に対する安全性を確保するための整備を行う。 □漁業の利用に配慮する。	天端高TP+7.20mの堤 防、水門を整備する。	天端高TP+7.20mの堤 防、水門を整備する。	天端高TP+7.20mの堤 防、水門を整備する。	天端高TP+7.20mの堤 防、水門 L=22m	・漁港施設の利用に配慮する。	・建設海岸防波堤と接続する直立堤である。前面の漁港 施設の利用に伴い、積造物の堆積や高潮閉塞における支障等 に特に留意する。また、内水排除のため、水門及び吐口 ラフナーの稼働及び管風の設置に留意する。 ・日常巡視、台風や地震等の発生後の臨時点検及び5年 に1回の定期点検を実施し、適切な維持・修繕を行う。	
		波路上漁港海岸 波路上地区	水産庁 (宮城県)	厩海岸で、道路を積み家屋等が分布しているが、東日 本大震災の津波によりほとんどが流失。漁業集落防 災機能強化事業による背後地利用計画と併せて新 たな堤防整備が必要。	4.52 (4.52)	7.20	-	津波・高潮に対する安全性を確保するための整備を行う。 □漁業の利用に配慮する。	天端高TP+7.20mの堤防 を整備する。	天端高TP+7.20mの堤防 を整備する。	天端高TP+7.20mの堤防 を整備する。	天端高TP+7.20mの堤防 を整備する。	堤防 L=1926m	・漁港施設の利用に配慮する。	・日常巡視、台風や地震等の発生後の臨時点検及び5年 に1回の定期点検を実施し、適切な維持・修繕を行う。 ・日常巡視、台風や地震等の発生後の臨時点検及び5年 に1回の定期点検を実施し、適切な維持・修繕を行う。
		波路上漁港海岸 磯野地区	水産庁 (宮城県)	厩海岸で、東日本大震災の津波によりほとんどが流 失。漁業集落防災機能強化事業による背後地利用 計画と併せて新たな堤防整備が必要。	2.92 (2.92)	7.20	-	津波・高潮に対する安全性を確保するための整備を行う。 □漁業の利用に配慮する。	天端高TP+7.20mの堤防 を整備する。	天端高TP+7.20mの堤防 を整備する。	天端高TP+7.20mの堤防 を整備する。	天端高TP+7.20mの堤防 を整備する。	堤防 L=178m	・漁港施設の利用に配慮する。	・日常巡視、台風や地震等の発生後の臨時点検及び5年 に1回の定期点検を実施し、適切な維持・修繕を行う。 ・日常巡視、台風や地震等の発生後の臨時点検及び5年 に1回の定期点検を実施し、適切な維持・修繕を行う。

環境: 防風対応: ●津波対策、○農食などの海岸保全対策、
 一般に配慮が必要 △保守点検、
 一般的に配慮が必要 □要対策対応: ◎
 利用対応: □

施設整備計画図

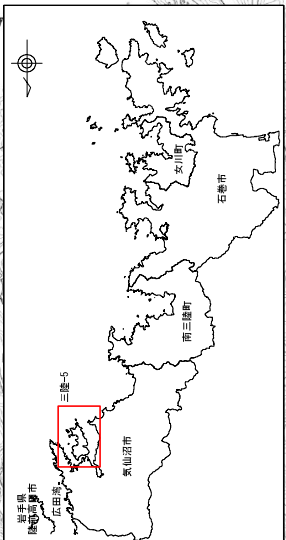
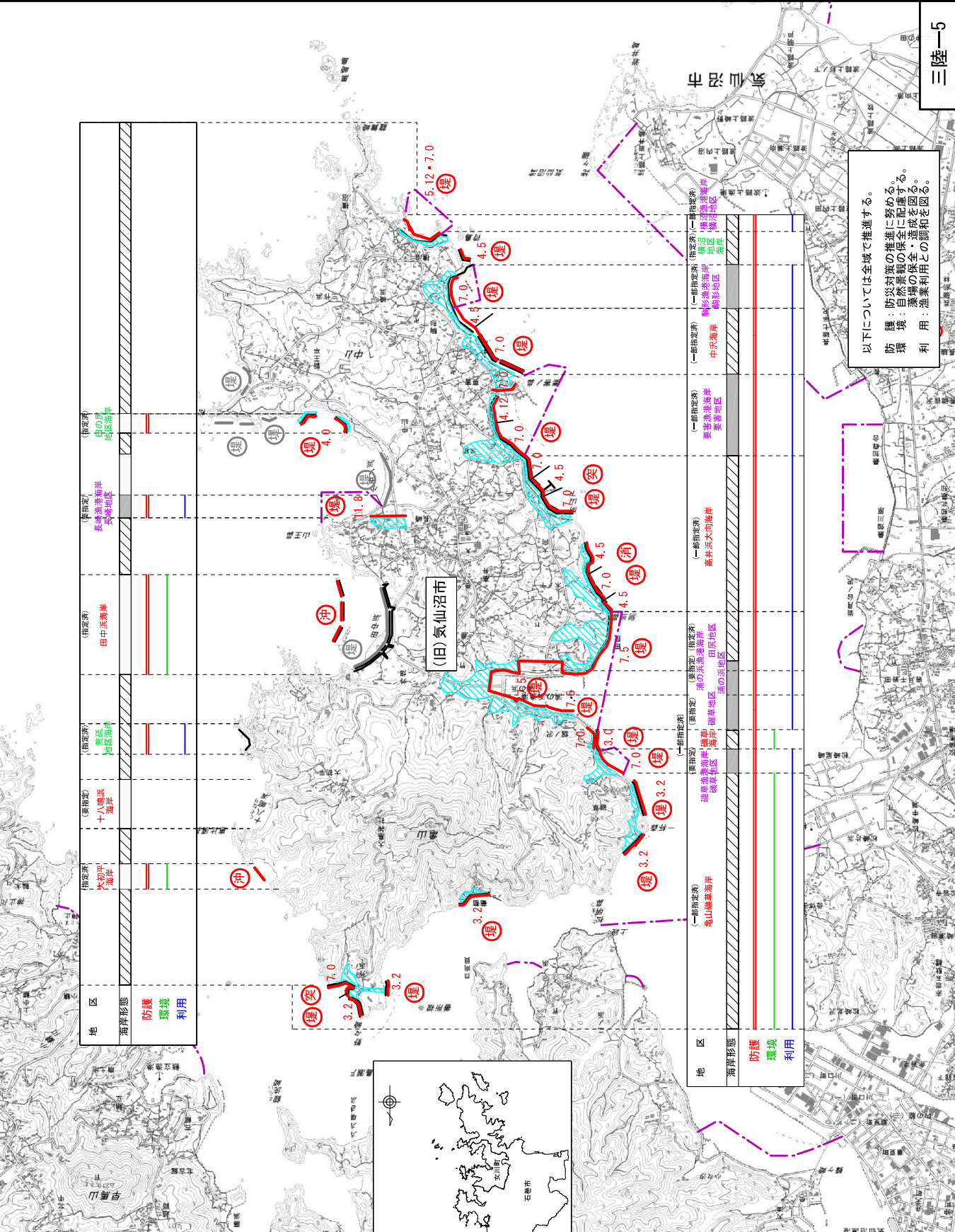
沿岸名
三陸南

市町村名
宮城県気仙沼市

S=1:25,000
0 500 1000 (m)



- 防 護**
- 海岸保全施設 (現況)
 - 海岸保全施設の種類
 - 堤 防
 - 突 堤
 - 離岸堤 (工)
 - 人 工リーフ
 - 胸 壁
 - 水 門
 - 重要施設
 - 受益地域
- 利 用**
- 海岸形態
 - 港湾漁港等区域
 - 砂浜
 - 崖
 - その他
- 計 画 施 設**
- 沖合施設
 - 堤防・護岸・胸壁
 - 消波施設
 - 防潮・潮止樋門
 - 突堤
 - 計画堤防高 (I.P.M.) 7.2
- 注 意**
- 海岸保全施設
 - 砂色
 - 岩山施設



以下については全域で推進する。
防 護 防 災 策 の 推 進 を 努 め る。
環 境 自 然 景 観 の 保 全 に 努 め る。
利 用 漁 業 利 用 と の 調 和 を 図 る。

整備箇所整理表【三陸-5】

市町村名	海岸保全区画	海岸名 (地域名・字名や一般的な呼称)	所管 (管理者)	1. 海岸の特性	2. 防護水準 (堤防等の高さ・基準面(T.P.))		3. 海岸で特に必要な観測点		4. 海岸管理者が実施する施策	5. 海岸管理(整備)目標	6. 海岸保全施設整備概要	7. 施設整備を行ううえでの地域における配慮事項	8. 海岸保全施設の維持又は修繕の方法
					津波・高潮・波浪 (現況)	旧計画高 (現況)	津波・高潮 (現況)	計画高 (計画)					
大島西部	○	田の尻地区海岸	農林振興局 (宮城県)	防海岸で、林地残株み背後は農地である。新たな堤防の整備が必要。	津波・高潮・波浪 (現況)	4.00 (4.00)	4.00	●	○	○	堤防 L=281m		・保食海岸であるため、日常巡視においては、保食状況に留意する。また、台風等の波浪の後は、崖岸の状況や根固めブロックの崩壊等に留意する。保食状況に留意する。 ・日常巡視、台風や地震等の発生後の臨時点検及び5年に1回の定期点検を実施し、適切な維持・修繕を行う。
		長崎港海岸 長崎地区	水産庁 (宮城県)	小田川が海水浴場を横切する。海岸線が存在する。背後に遊歩道が走り、集落が分布する。新たな堤防の整備が必要。	津波・高潮 (現況)	—	11.80	●	○	●	堤防 L=60m	・漁港施設の利用に配慮する。 ・海水浴場の利用に配慮する。 ・遊歩道の利用に配慮する。 ・地元調整完了。	・維持管理のため、日常巡視に際しては、利用者の安全確保に留意する。また、台風等の波浪の後は、崖岸の状況や根固めブロックの崩壊等に留意する。保食状況に留意する。 ・日常巡視、台風や地震等の発生後の臨時点検及び5年に1回の定期点検を実施し、適切な維持・修繕を行う。
		田中浜海岸	水産庁 国土保全局 (宮城県)	砂浜海岸で、遊歩道が分れている。山岳部の堤防を挟み公園が整備されている。(H13完成済み)	津波・高潮 (現況)	—	—	—	●	○	堤防 L=62m	・用土確保及び集積等の保全努める。	・砂浜遊歩道の保全のため、日常巡視に際しては、砂浜の地形変化状況に留意する。また、台風等の波浪の後は、崖岸の状況や根固めブロックの崩壊等に留意する。保食状況に留意する。 ・日常巡視、台風や地震等の発生後の臨時点検及び5年に1回の定期点検を実施し、適切な維持・修繕を行う。
		荒砥地区海岸	農林振興局 (宮城県)	背後地は農地が主であり、家屋がある。堤防は整備済みで、松濠を境に設置してある。	津波・高潮 (現況)	4.00	—	●	○	○	—	・漁業者との調整に配慮する。	・保食海岸であるため、日常巡視に際しては、保食状況に留意する。また、台風等の波浪の後は、崖岸の状況や根固めブロックの崩壊等に留意する。保食状況に留意する。 ・日常巡視、台風や地震等の発生後の臨時点検及び5年に1回の定期点検を実施し、適切な維持・修繕を行う。
大島西部	○	十八崎浜海岸	水産庁 国土保全局 (宮城県)	岬の砂浜として知られ、背後は林地でアクセス困難な遊歩道が整備されている。「日本の渚100選」に選出されている。他に「大島十八崎浜のつらつらマツ林」等の貴重な自然が残っている。	津波・高潮 (現況)	—	—	●	○	—	・岬の砂・保食のため、自然環境情報の収集に努め、必要に応じて利用制限等を検討する。環境情報収集、監視等を行う。	・岬の砂・保食のため、日常巡視に際しては、砂浜の地形変化状況に留意する。	・岬の砂・保食のため、日常巡視に際しては、砂浜の地形変化状況に留意する。また、台風等の波浪の後は、崖岸の状況や根固めブロックの崩壊等に留意する。保食状況に留意する。 ・日常巡視、台風や地震等の発生後の臨時点検及び5年に1回の定期点検を実施し、適切な維持・修繕を行う。
		大切草海岸	水産庁 国土保全局 (宮城県)	砂浜海岸で背後は農地となっている。前面には溝溝が分布している。	津波・高潮 (現況)	—	—	●	○	○	堤防 L=100m	・漁場の保全に努める。	・保食海岸であるため、日常巡視に際しては、保食状況に留意する。また、台風等の波浪の後は、崖岸の状況や根固めブロックの崩壊等に留意する。保食状況に留意する。 ・日常巡視、台風や地震等の発生後の臨時点検及び5年に1回の定期点検を実施し、適切な維持・修繕を行う。
大島西部	○	龜山磯草海岸	水産庁 国土保全局 (宮城県)	大島瀬戸に面する崖海岸で区域の崖頂、中央に家屋が分布する。斜面が整備されており、漁業に利用されている。家屋の一部は復旧しており、新たな堤防の整備が必要。	津波・高潮 (現況)	3.20 (3.20)	7.00	●	○	●	堤防 L=417m(T.P.+3.20m) 堤防 L=164m(T.P.+7.00m) 脚壁 L=88m(T.P.+3.20m) 突堤 1基	・漁業利用との調整に配慮する。 ・自然環境の保全に努める。	・保食海岸であるため、日常巡視に際しては、保食状況に留意する。また、台風等の波浪の後は、崖岸の状況や根固めブロックの崩壊等に留意する。保食状況に留意する。 ・日常巡視、台風や地震等の発生後の臨時点検及び5年に1回の定期点検を実施し、適切な維持・修繕を行う。

環境：
●特に配慮が必要
○一般的配慮が必要
●国土保全局
○農林振興局
○一般的配慮が必要
○国土保全局
○農林振興局

防備対応：
●津波対策、○侵食などの海岸保全対策、
△保守点検等
△国土保全局
△農林振興局
△一般的配慮が必要
△国土保全局
△農林振興局